

産後パパ育休は、令和4年10月1日より改正施行された育児介護休業法で創設された制度です。出生後8週間以内の子を養育する産後休業をしていない労働者が、出生後

1年以内に雇用関係終了が明らか、所定労働日数が週2日以下)を対象から除外することができまます。出生後育児休業についても、同様に労使協定を締結することによつて、下記の労働者は対象外とすることができます。

育児・介護休業法の改正に対応いましょう!(4)

産後パパ育休に関する労使協定

(一社)名北労働基準協会 労務管理推進室長
社会保険労務士 藤原朋子

通常の育児休業は、法定の制度について、労使協定を締結することによります。一方で、一部労働者(入社1年未満、申出の日から1年未満、申出の日から

- (1) 入社1年未満の従業員
- (2) 申出の日から8週間以内に雇用関係が終了する明らかな従業員
- (3) 1週間の所定労働日数が2日以下の従業員

また、出生後育児休業は原則として休業開始予定日の2週間前までに申し出ることによって、希望する時期に取得することができますが、次の(1)から(3)の事項を労使協定することによって、申し出期限を1か月前までとすることができます。

①雇用環境の整備に関する措置

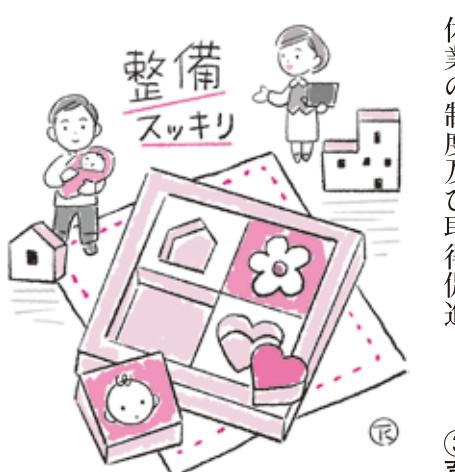
8週間以内に4週間までの育児休業をすることによるものです。通常の育児休業は、法定の制度について、労使協定を締結することによります。一方で、一部労働者(入社1年未満、申出の日から1年未満、申出の日から

以上の措置を講ずることが必要です。

- 育児休業・出生時育児休業に係る研修の実施
- 相談体制の整備
- 育児休業・出生時育児休業の取得事例の収集と提供

○育児休業・出生時育児休業の制度及び取得促進

③育児休業・出生時育児休業の申出に係る当該労働者の意向を確認するための措置を講じた上で、その意向を把握するための取組みを行うこと



例えば「男性従業員の育児休業取得率を〇%とする」など、少なくとも男性労働者の育児休業に関する目標値を労使協定に盛り込みます。目標値については、達成状況を踏まえて上方修正を行います。

次回は、出生時育児休業中の就業に関するルールを説明します。

愛知県下各労働基準協会では改正育児・介護休業法に関する『労働者・出産育児を申し出した労働者へのインターネット研修』『労務人事・相談窓口担当者向けインターネット研修』『育児休業・パパ育休の相談代行』を実施しています。
詳しくは、次のQRコードもしくは当協会総合受付(☎ 052-1961-1666)にお問い合わせください。



①「育児休業・パパ育休研修」「労働者からの相談代行」案内

②勤労者労働総合相談センター

イラスト・木村武司